

事 務 連 絡

令和2年4月20日

会員 各位

(一社)和歌山県産業資源循環協会

(特別管理)産業廃棄物の処理に関する講習会等の中止・延期に伴う産業廃棄物処理業の更新許可申請の取扱いについて(ご案内)

平素は、当協会の運営について格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

国内において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大規模イベント等の開催の中止等の要請がなされている中、(特別管理)産業廃棄物の処理に関する講習会等も当面の間、中止、延期になっております。

この事態に鑑み、4月1日付けで環境省より都道府県・政令市あてに更新許可事務の留意事項について事務連絡が発出されました。

和歌山県による更新許可申請に際しては、当面の間、申請書に講習会等の修了証の添付がされていなくても、更新許可申請の受付を行うとのこと。

この場合、更新許可(又は不許可)までの間、従前の許可は、その有効期間満了後も有効となります。

ただし、許可証の発行は、再開された講習会の修了証を提出いただき、審査の後、お渡しすることとなるそうです。(和歌山県循環型社会推進課 HP より抜粋)

更新手続きの詳細については、許可を取得している都道府県・政令市にお問い合わせください。